

随意契約理由書

件名	都市計画情報案内システム借上	
契約の相手方	株式会社 パスコ 神戸支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>当該業務は、主に、窓口に設置している都市計画情報提供システムの借上と機器及びアプリケーションの保守である。 本システムは、都市計画情報の提供を目的として(株)パスコが開発したものであり、他社製品では流用(運用)出来ない。 また、システム不具合が発生した場合の迅速な対応や、日常的なシステム改修・調整等は開発者以外困難である。 したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記会社以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局計画部指導課指導第1係	(電話番号 595-6710)